

2 消安第 3417 号
令和 2 年 10 月 30 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和 2 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 2 年 9 月 24 日付け元消安第 2700 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。

今般、韓国において野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）が確認されたところですが、本日、環境省から北海道で採取された野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、畜産関係者に対し、このことについて情報提供するとともに、家きん飼養者、獣医師等に対して、飼養衛生管理基準の遵守及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底について、再度、指導又は助言をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先の確認をしていただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局及び精神保健主管部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。